



JASSO

給付奨学生証 (給付奨学生採用決定通知)

学 校 名 日本学生支援 大学

① 奨 学 生 番 号 5XX-XX-XXXXXX

学 籍 番 号 J12345

② 給付 太郎 様

あなたは独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学生に採用されたことを証
します

社会との繋がりを意識し、社会の担い手としての自覚を持って勉学に励んで
下さい

令和 XX 年 4 月 1 日

独立行政法人
日本学生支援機構理事長

吉岡 知哉

(印影印刷)

- ③ 給 付 の 始 期 20XX年 4 月分
④ 給 付 の 終 期 (予定) 20XX年 3 月分
⑤ 給 付 月 額 38,300 円 (自宅通学)
⑥ 支 援 区 分 第 I 区分
⑦ 振込先金融機関名 機構信用金庫

- ⑧ (注1)「給付月額、及び「支援区分」は給付の始期から終期までの間で、定期的に又は事由発生ごとに見直されます。
(注2)「自宅外通学」として申請した場合でも、帰国書類等により「自宅外通学」であることを機構で確認できるまでは、自宅通学者の支給率となります。
自宅外通学であることを確認後、差額分をまとめて支給します。

※奨学金に関する決定(給付額、給付の取崩しの請求について)

1. 本証に記載の奨学金に関する決定(給付額)に不服がある場合には、この給付があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、独立行政法人日本学生支援機構理事長に対して審査請求をすることができます。ただし、この給付の日の翌日から起算して1年を経過した場合は審査請求をすることができません。審査請求を行う場合は、独立行政法人日本学生支援機構まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。
2. この給付については、この給付があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、独立行政法人日本学生支援機構(独立行政法人日本学生支援機構理事長)を被告として、給付の取崩しの請求を提起することができます。ただし、この給付の日の翌日から起算して1年を経過したときは、給付の取崩しの請求を提起することができません。また、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内2、裁決所に対して当該裁決を被告とした給付の取崩しの請求を提起することができます。ただし、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、給付の取崩しの請求を提起することができません。